

## 統括防火・防災管理に係る協議に関する事項

令和〇〇年〇月〇日

消防法第8条の2第1項及び同法第36条第1項において準用する規定に基づき、防火対象物及び建築物その他の工作物の統括防火・防災管理者の選任等に係る協議について、下記のとおり定める。

### 1 組織の設置

- (1) 株式会社岡崎消防 ビルの組織編成表《別添》の構成員をもって組織を設置する。
- (2) 本組織には、会長及び副会長を置くものとする。
- (3) 会長は、岡崎 太郎 とし、本組織を代表し、会務を統括する。
- (4) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故がある場合は、その職務を代行する。
- (5) 本組織の事務局は、株式会社岡崎消防 に置くものとする。

### 2 統括防火・防災管理者の選任及び解任

- (1) 統括防火・防災管理者は、本組織において協議し、選任又は解任する。
- (2) 統括防火・防災管理者選任（解任）届出書は、本組織の会長名をもって届け出る。

### 3 組織の運営

- (1) 本組織は、統括防火・防災管理業務に関し、次の事項について協議し決定する。
  - ア 全体についての消防計画に関すること
  - イ 自衛消防組織の整備及び訓練の実施方法等に関すること
  - ウ 避難上必要な施設の管理に関すること
  - エ その他必要な事項
- (2) 全体についての消防計画作成（変更）届出書は、統括防火・防災管理者及び本組織の会長名をもって届け出る。

- 4 本協議の規定により難しい場合又は疑義が生じた場合には、本組織にて協議のうえ、これを定めるものとする。

## 株式会社岡崎消防 ビルの組織編成表

職 名	事 業 所 名	氏 名	備 考
	役 職 名		
会 長	株式会社岡崎消防 代表取締役	岡崎 太郎	
副会長	株式会社岡崎消防 課長	岡崎 一郎	統括防火 管理者
委 員	ショップ 株式会社 代表取締役		
〃	株式会社 ホールディングス 代表取締役		
〃			
〃			
〃			
〃			
〃			
〃			
〃			
〃			